くりりんセンター等
長期包括的運転維持管理業務委託事業
要求水準書

平成22年5月10日

十勝環境複合事務組合

くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業　要求水準書

目　　次

第１章　総則

くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、十勝環境複合事務組合（以下「組合」という。）が、くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（本事業を実施するために設立された特別目的会社（SPC）をいう。）に対して要求するサービス水準を示すものである。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

第１節　事業概要

本事業は、ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する組合の構成市町村から搬入される一般廃棄物、あわせ産業廃棄物等の処理を行うため、くりりんセンター等（くりりんセンター及び新一般廃棄物最終処分場の総称をいい、以下「本施設」という。）の運転、維持管理、補修及び更新を含めた包括的な運転維持管理業務を事業期間にわたって実施するものである。

事業者は、本施設の基本性能を常時適切に発揮させ、搬入される廃棄物を適正（安定的、経済的、衛生的かつ安全）に処理するとともに、事業者の提案による創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的な運転維持管理を行うものとする。

第２節　基本事項

（１）事業名称

くりりんセンター等長期包括的運転維持管理業務委託事業

（２）事業実施場所

【くりりんセンター】北海道帯広市西 24 条北 4 丁目 1-5

【新一般廃棄物最終処分場】北海道中川郡池田町字美加登 279 番 10

（３）事業内容

本事業における業務は、「くりりんセンター」及び「新一般廃棄物最終処分場」（以下「最終処分場」という。）に関する運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、資源物管理業務、情報管理業務である。詳細を別表１に示す。

（４）対象施設

本事業における対象施設の概要は図表１のとおりである。

図表１

対象施設		概　　要
くりりんセンター	立地場所	帯広市西 24 条北 4 丁目 1-5
	供用開始	平成 8 年 10 月
	施設規模	①計量所：計量機 3 基 ②焼却施設 全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式) 330t/日(110t/日×3 炉) 蒸気条件：400℃、3.8MPa ③大型・不燃ごみ処理施設 110t/日 (破砕施設：80t/5h) (ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ減容圧縮施設：30t/5h) ④くりりん発電所 発電規模：8,600kW (汽力発電：7,000kW) (ｶﾞｽ･ﾀｰﾋﾞﾝ発電：1,600kW) ⑤くりりんプラザ アメニティホール、環境学習室、研修室、事務室、会議室 ⑥くりりんパーク ﾊﾟｰｸｺﾞﾙﾌ場：18 ホール、全長 830m ｱｽﾚﾁｯｸ･ｼﾞｮｷﾞﾝｸﾞｺｰｽ：1 周 520m 北の樹木園：160 種類以上
	処理対象物	一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ、有害ごみ等） あわせ産業廃棄物（動植物残渣等)、災害廃棄物等
最終処分場	立地場所	中川郡池田町字美加登 279 番 10
	供用開始	平成 23 年 4 月(予定)
	施設規模	埋立容量：311,200m^3 埋立面積：27,360m^2 浸出水処理施設：25m^3/日 (凝集沈殿+逆浸透膜+滅菌) 被覆型(浸出水処理水は無放流)
	処理対象物	くりりんセンターからの焼却残渣、不燃物、プラスチック圧縮物等、下水処理場からの沈砂

（５）事業期間等

事業準備期間及び事業期間は、次のとおりである。

項目	期間
事業準備期間	事業契約締結日から平成23年3月31日まで
乖離請求期間	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
事業期間	平成23年4月1日から平成38年3月31日まで

（６）業務範囲

本事業の業務範囲の概要は、図表２のとおりである。

図表２
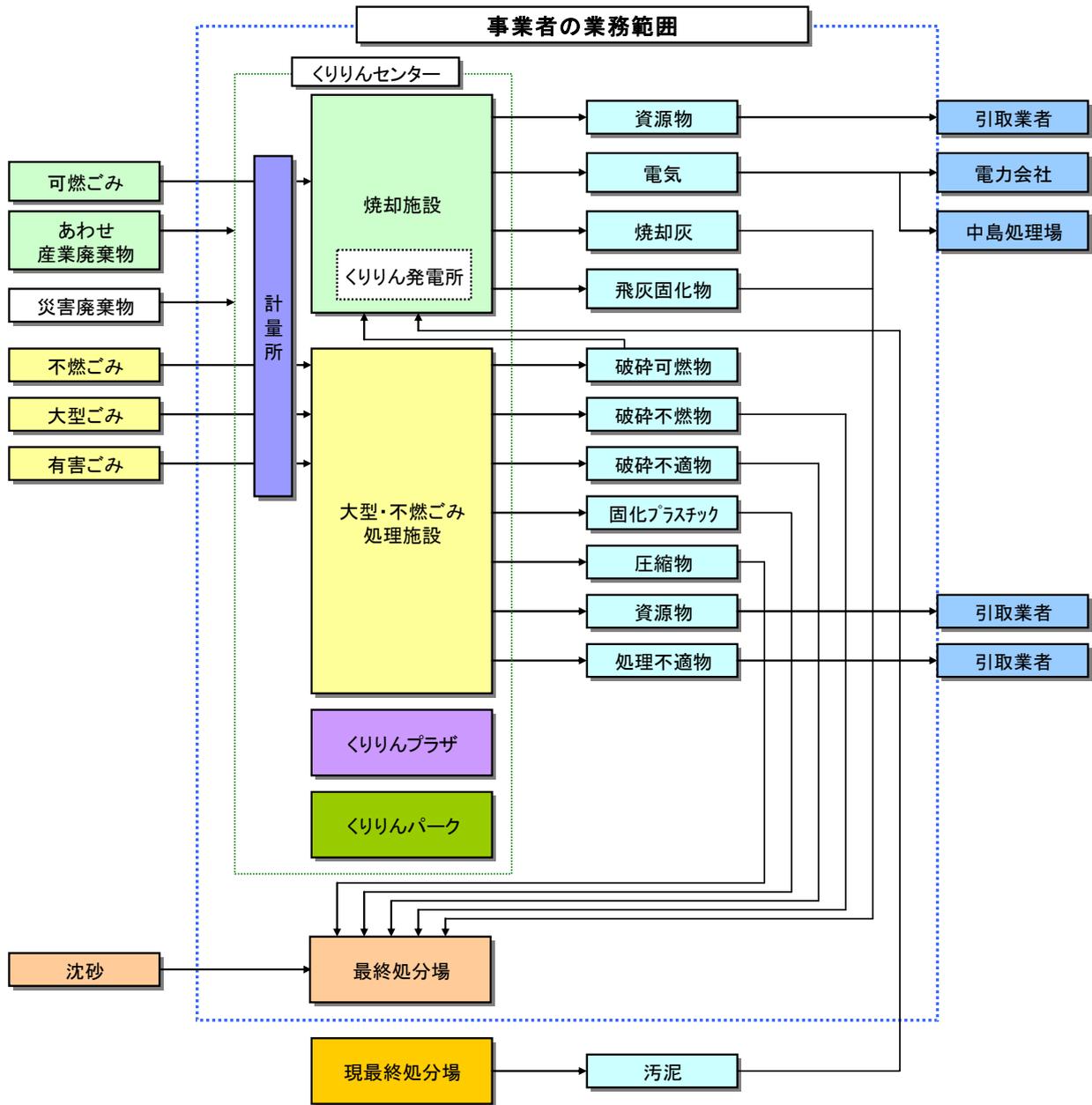
※：事業者の業務範囲における各施設からの搬出物の運搬の有無については
「第３章　運転管理業務」を参照のこと。

（７）処理対象物と処理方法

本事業における処理対象物は、構成市町村から搬入される一般廃棄物及びあわせ産業廃棄物、その他組合が特に認めたものである。処理方法、回収される資源物は、図表３のとおりである。

図表３

種類	処理方法	回収資源
可燃ごみ	焼却－埋立	新聞・雑誌・段ボール等
大型・不燃ごみ	破砕・圧縮減容－埋立	金属類
有害ごみ(乾電池･蛍光管等)	前処理－保管	－
沈砂	埋立	－

第３節　事業要件

１．３．１　一般事項

事業者は、本事業を実施するに当たり、本施設が組合を構成する市町村が行う循環型社会の形成を推進する一施設であること、また、住民の理解を得た上で運営されていることを十分自覚した上で以下の事業要件を遵守し、適正な運転維持管理に努めること。

（１）廃棄物の適正処理・処分

施設の基本性能を発揮させ、本施設に搬入される廃棄物を常に滞ることなく適正に処理・処分すること。

（２）適正な運転維持管理

施設を安定的かつ適正に稼働させ、住民に安全・安心を与えられる運転維持管理に努めること。

（３）環境の保全

地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減と保全に十分配慮すること。

①　公害防止への配慮

②　省エネルギー対策の実践

③　リサイクル・再資源化の積極的な推進

（４）安全の確保

常に安全性を確保し、災害の発生時においても迅速な対応が行えるように維持管理を行うこと。

①　本施設における安全性の確保

②　二次災害の発生防止

③　災害による大量排出ごみに対する適正処理への対応協力

（５）経済性への配慮

本施設の運転維持管理を行うに当たり、効率的かつ効果的な事業運営が行えるよう配慮すること。

①　長期的視野に立った事業運営の確立

②　事業運営体制の効率的な運用

（６）適切な事業計画の立案

本事業が 15 年にわたる長期契約であることに十分配慮し、安定した事業継続が図られるよう適切な事業計画を立案すること。

① 長期にわたり安定した経営計画・事業収支計画の作成・実施

② 適切なリスク管理計画の作成・実施

③ 安定継続のための信用補完手段の確保

１．３．２　要求水準書等の遵守

事業者は、事業期間中、要求水準書、事業契約書、提案書等に記載される要件を遵守すること。

１．３．３　関係法令等の遵守

事業者は、事業期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「ダイオキシン類対策特別措置法」その他の関係法令等を遵守すること。主な関係法令は図表４のとおりである。

図表４

法令等	法令等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特定化学物質等障害予防規則
都市計画法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
建築基準法	高圧ガス取締法
建設業法	一般高圧ガス保安規則
消防法	有機溶剤中毒予防規則
道路法	酸素欠乏症等防止規則
道路交通法	電気設備に関する技術基準
下水道法	電気工作物の溶接に関する技術基準
水道法	クレーン等安全規則
環境基本法	クレーン構造規格
ダイオキシン類対策特別措置法	クレーン過負荷防止装置構造規格
大気汚染防止法	電気機械器具防爆構想規格
水質汚濁防止法	溶接技術検定基準（JISZ3801）
騒音規制法	ボイラ及び圧力容器安全規則
振動規制法	ボイラ構造規格
悪臭防止法	圧力容器構造規格
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	日本工業規格（JIS）
労働基準法	日本農林規格（JAS）
労働安全衛生法	電気規格調査会標準規格（JEC）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	日本電気工業会標準規格（JEM）
航空法	電線技術委員会標準規格（JCS）
電波法	日本油圧工業会規格（JOHS）
有線電気通信法	内線規程
電気事業法	電気供給規程
電気工事士法	ゴンドラ安全規則
電気用品取締法	地方自治法
計量法	グリーン購入法
事務所衛生基準規則	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
危険物の規制に関する規則・政令	焼却施設性能指針
毒物及び劇物取締法	北海道及び組合の条例・規則等
	その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等

１．３．４　組合及び官公庁等の指導等

事業者は、事業期間中、組合及び関係官公庁等の指導等に従うこと。

１．３．５　官公庁等への申請

事業者は、組合が行う本施設の運転維持管理に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を提出すること。なお、運転維持管理に係る申請等に関しては、事業者の責任と負担により行うこと。

１．３．６　組合及び官公庁等への報告

事業者は、本施設の運転維持管理に関して、組合及び官公庁等が要求する報告、記録、資料提供等に速やかに対応すること。なお、所轄官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、組合の指示に従うこと。

１．３．７　組合等による検査等

事業者は、組合等が事業者の運転や設備の点検等を含む運転維持管理全般に対する立ち入り検査等に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

１．３．８　関連事業等への協力

本事業実施箇所及び周辺で組合及び関係団体が行う事業等に対し、組合の要請に基づき協力すること。

１．３．９　保険への加入

事業者は事業期間中、本事業の運用上必要と考える保険に加入すること。保険金額等については、事業者の裁量に委ねるものとするが、加入する保険の種別等については、組合と協議の上決定すること。

１．３．１０　許認可等の取得

事業者は、事業準備期間に本事業を実施するにあたり必要とされる許認可等を取得すること。

１．３．１１　基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、本施設がその設備によって備え持つ施設としての機能であり、くりりんセンターにあっては、「実施設計図書」及び「引渡性能試験報告書」ほか「閲覧に供する参考資料 2 で示される竣工関連図書」において保証される内容であり、最終処分場にあっては、「実施設計図書」（完成図書が完成した時点においては、完成図書に引き継がれるものとする。）に保証される内容である。事業者は、適切な運転・維持管理により当該基本性能を維持すること。

１．３．１２　公害防止基準

本事業における本施設の公害防止基準は、図表５～図表１７のとおりである。

（１）排ガス基準（焼却施設）

図表５　排ガス基準

項目	基　　準
ばいじん量	20mg/Nm^{3}以下
硫黄酸化物	K値＝17.5以下 （約2,700～2,900ppm以下）
塩化水素※1	700 mg/Nm^{3}以下（約430ppm以下）
窒素酸化物※1	250 cm^3/Nm^{3}以下（250ppm以下）
一酸化炭素※2	50ppm以下

※1：dry　O_2＝12%換算

※2：煙突出口の吐出口にて、dry　O_2＝12%換算、4h平均

（２）排水基準

図表６　排水基準値（くりりんセンター）

項目	基　　準
水素イオン濃度	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	20mg/ℓ 以下
浮遊物質量	70mg/ℓ 以下
大腸菌群数	3,000個/cm^{3}以下

図表７　合併浄化槽処理水の排水基準（最終処分場）

項　　目	基　　準
生物化学的酸素要求量	20mg/ℓ 以下
浮遊物質量	20mg/ℓ 以下
大腸菌群数	3,000個/cm^{3}以下

（３）熱しゃく減量に係る基準（焼却施設）

図表８　熱しゃく減量に係る基準

項　　目	基　　準
焼却灰熱しゃく減量	5%以下

（４）焼却灰・飛灰固化物に係る溶出基準（焼却施設）

図表９　焼却灰・飛灰固化物に係る溶出基準

項　　目	基　　準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀またはその化合物	0.005mg/ℓ 以下
カドミウムまたはその化合物	0.3mg/ℓ 以下
セレンまたはその化合物	0.3mg/ℓ 以下
鉛またはその化合物	0.3mg/ℓ 以下
六価クロム化合物	1.5mg/ℓ 以下
ひ素またはその化合物	0.3mg/ℓ 以下

（５）ダイオキシン類に係る処理基準（焼却施設）

図表１０　ダイオキシン類に係る処理基準

項　　目	基　　準
焼却灰、飛灰固化物	3ng-TEQ/g以下
排ガス	1ng-TEQ/Nm^{3}以下
放流水	10pg-TEQ/L以下

（６）粉じん基準（大型・不燃ごみ処理施設）

図表１１　粉じん基準

項　　目	基　　準
排気筒出口粉じん濃度	0.1g/Nm^{3}以下

（７）騒音基準

図表１２　騒音基準（くりりんセンター）

時　間　帯		基　　準
朝	(6：00　～　8：00)	60 dB(A)以下
昼間	(8：00　～　19：00)	
夕	(19：00　～　22：00)	
夜	(22：00　～　6：00)	

図表１３　騒音基準（最終処分場）

時　間　帯		基　　準
朝	(6：00　～　8：00)	65 dB(A)以下
昼間	(8：00　～　19：00)	70 dB(A)以下
夕	(19：00　～　22：00)	65 dB(A)以下
夜	(22：00　～　6：00)	60 dB(A)以下

（８）振動基準

図表１４　振動基準（くりりんセンター）

時　間　帯		基　　準
昼間	(8：00　～　19：00)	60dB以下
夜間	(19：00　～　8：00)	

図表１５　振動基準（最終処分場）

時　間　帯		基　　準
昼間	(8：00　～　19：00)	65dB以下
夜間	(19：00　～　8：00)	60dB以下

（９）悪臭基準

図表１６　悪臭基準（くりりんセンター）

項　　目	基　　準 (ppm)	項　　目	基　　準 (ppm)
アンモニア	1以下	イソ吉草酸	0.001以下
メチルメルカプタン	0.002以下	トルエン	10以下
硫化水素	0.02以下	キシレン	1以下
硫化メチル	0.01以下	酢酸エチル	3以下
二硫化メチル	0.009以下	メチルイソブチルケトン	1以下
トリメチルアミン	0.005以下	イソブタノール	0.9以下
アセトアルデヒド	0.05以下	プロピオンアルデヒド	0.05以下
スチレン	0.4以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下
プロピオン酸	0.03以下	イソブチルアルデヒド	0.02以下
ノルマル酪酸	0.001以下	ノルマルバレルアルデヒド	0.009以下
ノルマル吉草酸	0.0009以下	イソバレルアルデヒド	0.003以下

図表１７　悪臭基準（最終処分場）

項　　目	基　　準 (ppm)	項　　目	基　　準 (ppm)
アンモニア	5以下	イソ吉草酸	0.01以下
メチルメルカプタン	0.01以下	トルエン	60以下
硫化水素	0.2以下	キシレン	5以下
硫化メチル	0.2以下	酢酸エチル	20以下
二硫化メチル	0.1以下	メチルイソブチルケトン	6以下
トリメチルアミン	0.07以下	イソブタノール	20以下
アセトアルデヒド	0.5以下	プロピオンアルデヒド	0.5以下
スチレン	2以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.08以下
プロピオン酸	0.2以下	イソブチルアルデヒド	0.2以下
ノルマル酪酸	0.006以下	ノルマルバレルアルデヒド	0.05以下
ノルマル吉草酸	0.004以下	イソバレルアルデヒド	0.01以下

１．３．１３　用役条件

（１）くりりんセンター

①　給排水

給水については、飲料水、ボイラ用水は上水道、プラント用水は井水とする。また、排水についてはくりりんセンター内で処理後、放流する。

②　電気

現施設の受電方式は特別高圧 66,000V 受電方式である。なお、電力（現状）は図表１８のとおりである。

図表１８

契約種別	契約電力	供給方式・電圧
特別高圧	1,000kW	交流3相3線式 標準66,000V
自家発補給電力Ｂ	1,500kW	交流3相3線式 標準66,000V

③　電話

事業者用回線は、必要分を事業者が電話会社から新規に調達する。

④　燃料

ガスタービン発電機用燃料及び助燃燃料として灯油を使用する。

⑤　薬剤

排ガス処理、排水処理、ボイラ用水等に薬剤を使用する。

⑥　油脂類

各設備、機器類等に使用する。

（２）最終処分場（計画）

①　給排水

用水は井水を使用し、必要により浸出水処理施設内のろ過設備により処理して使用する。また、生活排水にかかる合併浄化槽の排水は、埋立地への散水に利用または地下浸透とする。

②　電気

受電方式は高圧 6,600V 受電方式である。なお、電力（計画）は図表１９のとおりである。

図表１９

契約種別	契約電力	供給方式・電圧
高圧電力	トランス 動力200KVA-1台 電灯100KVA-1台	交流3相3線式 標準6,600V
融雪電力用Ｂ	22kW	交流3相3線式 標準200V

③　電話

事業者用回線は、必要分を事業者が電話会社から新規に調達する。

④　燃料

ボイラ燃料として灯油を使用する。

⑤　薬剤

浸出水処理、井水処理に薬剤を使用する。

⑥　油脂類

各設備、機器類等に使用する。

１．３．１４　特定調達品の調達

事業者は、本施設の運転維持管理業務の実施において、「特定調達品のリスト」に示す本施設の工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品等（以下「特定調達品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。また、特定調達品に係る補修・更新工事等において、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により、合理的な条件で調達することができるものとする。これらの内容に関して、組合と施工企業は、特定調達品の供給等に関する協定を締結している。

上記に係わらず、事業者が自らの責任において施工企業以外から特定調達品を調達することも認めるが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。なお、

この場合、事業者は、本施設の機能を維持できることを組合に説明するとともに、当該部品の調達先・調達時期等について報告すること。

１．３．１５　最終処分場の保証等

施工企業にかかる最終処分場の保証期間は、引渡し後 2 年間（平成 25 年 3 月 31 日までを予定）となっている。ただし、被覆施設の屋根材・壁材、遮水工の所要の性能に関する保証期間は、引渡し後 10 年間となっている。

また、施工企業は、引渡し後 2 年間は 1 年毎に施設の点検（本事業で実施する点検とは異なる。）を実施し、施設全体の機能・性能とともに、水量・水質の状況、維持管理状況にかかる項目について確認することとなっている。事業者は、本事業の実施に支障のない範囲にて、これらの確認の協力を行うこと。

保証期間中に生じた設計、施工および材料ならびに構造上の欠陥に起因する破損および故障等は、施工企業の負担にて速やかに補修、改造もしくは取り替えが行われるものである。ただし、誤操作および天災などの不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

１．３．１６　車両・重機等

事業者が、本事業において必要な車両・重機等は、本施設の運転管理・維持管理に支障のないものを使用すること。ただし、図表２０に掲げる組合が所有する車両･重機については､事業者が要否について判断し組合と協議すること。当該車両・重機を使用する場合、組合は、無償で事業者に貸与するが、維持管理費（重量税、自賠責保険料、任意保険料、燃料、検査・点検・整備費用、不要になった場合の廃車処分等を含む）は、事業者が負担すること。また、組合は貸与した車両・重機の更新は行わないので、車両等の更新が必要となった場合は、事業者が代替車両等を用意すること。

図表２０

種類（メーカー）	規格・能力	取得年	備　考
バックホウ（KOBELCO）	SK035　解体ﾎｰｸ付	平成8年	破砕不適物除去作業用
フォークリフト（TCM）	FB10H5　71W　ﾛｰﾄﾞｸﾞﾗﾌﾞ付	平成8年	圧縮ごみ等場内運搬用
ロードスイーパー（蔵王産業）	アルマジロ	平成8年	ﾌﾟﾗｯﾄﾎｰﾑ床清掃用

１．３．１７　災害発生時等の廃棄物の処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を組合が実施しようとする場合、事業者はその処理・処分に協力すること。

１．３．１８　事業期間終了時の取扱い

（１）事業期間終了時における施設の引渡し条件

事業期間終了時における施設の引渡し条件は次のとおりである。なお、事業契約書（案）も併せて参照のこと。

①　くりりんセンター

組合は、事業期間終了をもって、くりりんセンターの運転維持管理を終了する。ただし、引渡し条件は、事業期間終了時点において少なくとも基本性能を満足している状態とする。

②　最終処分場

最終処分場の引渡し条件は、事業期間終了後も継続して使用することに支障がない状態とする。なお、確認方法は次のとおりである。

（ａ）事業期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、第三者機関による機能検査を、組合の立会の下に実施する。なお、ここでいう「継続して使用する」とは、事業期間終了後の運転維持管理を担当する事業者（又は組合）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいう。

（ｂ）当該検査の結果、最終処分場が事業期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、組合は事業期間終了時の確認とする。また、当該検査の結果、最終処分場が事業期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。

ａ）最終処分場の基本性能を満たしている。

ｂ）建物の主要構造部、仕上げ、設備機器等に、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

１．３．１９　要求水準書記載事項

（１）記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本事業における基本的内容について定めたものであり、これを上回って運転維持管理することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、本施設の運転維持管理のために事業者が必要と判断し、提案した事項については、全て事業者の責任において実施すること。

（２）図表の取り扱い

要求水準書の図表で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。事業者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、本施設の運転維持管理のために事業者が必要と判断し､提案した事項については､全て事業者の責任において実施すること。

１．３．２０　契約金額の変更

事業提案の提出後に、「１．３．１９　」により事業内容の変更があった場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

第２章　運転維持管理

第１節　運転維持管理条件

本事業の運転維持管理は、以下に基づいて行うものとする。

（１）入札説明書
（２）要求水準書
（３）事業契約書
（４）各種質問回答書
（５）事業者が提案した書類
（６）その他組合の指示するもの

第２節　組織計画の作成及び人員の配置

事業者は、本事業にかかる業務実施体制について、事業期間開始前までに、以下により適切な組織構成による全体及び施設別の組織計画を作成し報告すること。

（１）事業者は、本施設の運転管理を適切に行うための人員配置を行うこと。
（２）事業者は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。図表２１に主な資格を示すが、このほかに必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の施設間での兼任は可能とする。

図表２１

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処施設技術管理者	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督（焼却施設、大型・不燃ごみ処理施設、最終処分場）
第2種酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防災管理者	施設の防災に関する管理者
有機溶剤作業主任者	有機溶剤による汚染防止の指揮・監督
危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
1級ボイラー技士	ボイラの取扱作業、圧力容器の取扱作業
クレーン・デリック運転士	クレーンの運転
第1種もしくは第2種電気主任技術者（くりりんセンター）	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督（中島処理場の電気設備を含む）
電気主任技術者もしくは第1種電気工事士（最終処分場）	
第2種ボイラー・タービン主任技術者	ボイラータービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質作業主任者	特定化学物質による汚染防止の指揮・監督
ガス溶接作業主任者	アセチレン等を用いて行う金属の溶接、切断又は加熱の作業
玉掛作業者	玉掛作業を行うもの
大型自動車第一種免許	車両総重量11,000kg以上、最大積載量6,500kg以上の運転作業
フォークリフト運転技能講習	最大荷重1t以上のフォークリフトの運転作業
ショベルローダー等運転技能講習	最大荷重1t以上のショベルローダーの運転作業

第３節　計画書及びマニュアルの作成と提出

事業者は、事業期間開始までに、要求水準書及び提案書に基づき運転維持管理業務に係る運転教育計画、運転計画、運転管理マニュアル、維持管理計画（調達計画、点検・検査計画、補修計画、更新計画等)、安全作業マニュアル、環境保全計画、作業環境管理計画等（これらを総称して「事業実施計画書」という。）を作成し、組合の承諾を得ること。

第４節　運転維持管理体制

（１）事業者は、本施設を適切に運転するために、運転維持管理体制を整備すること。

（２）整備した運転維持管理体制について、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第５節　労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備

（１）事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。

（２）事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第６節　防災管理体制の整備

（１）事業者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本施設の防災上必要な組織等を整備し、管理者を配置すること。

（２）事業者は、整備した防災管理体制について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

（３）事業者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防災管理上、必要がある場合は、組合と協議のうえ、本施設の改善を行うこと。

（４）事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

（５）事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合に承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善すること。

（６）事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我などが発生した場合に備えて、自主防災組織を整備すると共に、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備すること。

（７）事業者は、整備した自主防災組織について組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

（８）緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、法令に基づき

防災訓練等を行うこと。また、訓練の実施については、事前に組合に連絡し、訓練等の結果については組合へ報告書を提出すること。

（９）事業者は、事故が発生した場合、緊急対応マニュアルに従い、事故の発生状況、事故時の運転記録等を直ちに組合に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出すること。

第７節　連絡体制の整備

事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、組合に承諾を得ること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

第８節　施設保安体制の整備

（１）事業者は、本施設の保安体制を整備し、組合に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も同様とする。

（２）くりりんプラザ及び計量所、最終処分場（浸出水処理施設）は、機械警備を行うこと。

（３）事業者は、夜間、休日等必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

第３章　運転管理業務

第１節　本施設に係る運転管理業務（共通事項）

３．１．１　本施設の運転管理

事業者は、本施設の各設備を適切に運転し、搬入される廃棄物を関係法令、本施設の公害防止基準等を遵守し事業者の責任と費用負担により適切に処理処分すると共に、経済的運転に努めること。

３．１．２　運転教育

（１）運転教育計画の作成

事業者は、組合と協議の上、運転教育計画を作成し提出すること。また、事業者は、作成した運転教育計画をもとに、既存運転事業者及び組合より本施設の運転管理等の引継ぎを受けること。

最終処分場に関しては、建設工事の試運転期間に運転教育を受けることとなることから、特に安全管理について施工企業との調整を踏まえた計画とすること。

（２）運転要員の確保

事業準備期間に係る運転教育を受ける要員については、予め事業者が確保すること。

３．１．３　運転条件

（１）施設動線

①　場内の動線については、別途組合の指示する動線を遵守すること。

②　緊急時の動線については組合と協議すること。

（２）公害防止基準

１．３．１２　参照

（３）用役条件

１．３．１３　参照

３．１．４　適正運転

事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

３．１．５　運転計画の作成

（１）事業者は、年度別の計画処理量及び埋立量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承諾を得ること。

（２）事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承諾を得ること。

（３）事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、組合と協議の上、変更すること。

３．１．６　運転管理マニュアル

（１）事業者は、施設の運転操作及び埋立作業に関して、運転管理上の目安としての自主管理値を設定すると共に、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた

運転を実施すること。

（２）事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転及び埋立作業にあわせて随時改善すること。

第２節　計量所に係る運転管理業務

３．２．１　受付管理

（１）事業者は廃棄物及び資源物、埋立物等を搬入・搬出する車両を計量所において確認・計量し、記録すること。

（２）事業者はごみを搬入しようとするものに対して、搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、組合が定める基準を満たしていることを確認すること。搬入ごみが基準を満たしていない場合は、適切な搬入指導を行うこと。

３．２．２　案内・指示

事業者はごみの搬入車両に対し、各施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示すること。

３．２．３　手数料等収納

（１）事業者はくりりんセンターに直接搬入ごみを搬入しようとするものより、組合が定める手数料等を、組合が定める方法で、組合に代わり収納すること。

（２）事業者は収納した手数料等を、事業契約書に定める方法によって組合へ引き渡すこと。

３．２．４　受付時間

（１）計量所における受付時間は、日曜日、7 月の第 3 月曜日（海の日)、10 月の第 2 月曜日（体育の日)、12 月 31 日正午から 1 月 2 日までを除く、9：00～17：00 である。

（２）日祝日、年末年始、平日夜間等、(1) の受付時間外についても、組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

第３節　焼却施設に係る運転管理業務

３．３．１　運転条件

事業者は以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

（１）年間運転日数

施設の年間運転日数は以下の条件を満たすものとすること。

①　搬入される廃棄物を滞りなく処理すること。

②　原則として、1 系列 90 日以上の連続運転を行うこと。

（２）運転時間

施設の運転時間は 24 時間/日とする。

（３）処理対象物と年間処理量

焼却施設における処理対象物と年間処理量は図表２２のとおりである。

図表２２

処理対象物	単位	年間処理量
可燃ごみ※	t/年	60,600
大型・不燃ごみ処理施設からの可燃性破砕残さ	t/年	6,300
合計	t/年	66,900

※あわせ産業廃棄物を含む

（４）計画ごみ質（建設時）

可燃ごみの計画ごみ質は図表２３のとおりである。

図表２３

項目＼ごみ質		単位	低質	基準	高質	過去５年間の平均ごみ質
三成分	水分	%	56.3	40.2	24.2	38.6
	可燃分	%	34.8	51.8	68.7	54.9
	灰分	%	8.9	8.0	7.1	6.5
低位発熱量		kJ/kg (kcal/kg)	5,023 (1,200)	8,791 (2,100)	12,558 (3,000)	9,380 (2,241)
見掛比重		t/m^3	0.221	0.153	0.085	0.151
可燃分中の元素組成	炭素	%	20.5	29.8	39.1	－
	水素	%	3.3	4.7	6.2	－
	酸素	%	10.1	15.9	21.5	－
	窒素	%	0.4	0.7	1.0	－
	硫黄	%	0.0	0.0	0.0	－
	塩素	%	0.5	0.7	0.9	－
	合計	%	34.8	51.8	68.7	－

（５）計画残渣発生率（焼却灰、飛灰固化物を含む）

焼却ごみ量に対して 14.4%

（過去５年間の平均残渣発生率：14.5%）

３．３．２　搬入物の性状分析

事業者は、焼却施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。測定内容は、３成分、種類組成、元素組成、見掛比重、低位発

熱量とすること。

３．３．３　搬入管理

（１）事業者は、安全に搬入が行われるように、誘導員を配置し、プラットホーム内及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。

（２）事業者は、焼却施設に搬入される廃棄物について焼却不適物の混入防止に努めること。

（３）事業者は、搬入ごみに含まれる焼却不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認すること。また、資源化が可能な段ボール箱等については、資源化を行うこと。

（４）事業者は焼却不適物を発見した場合、大型・不燃ごみ処理施設において処理可能な廃棄物を選別すること。

（５）事業者は焼却施設に搬入された畳を選別し、畳切断機により処理を行うこと。

（６）事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示を行うこと。

（７）事業者は、搬入者に対し、搬入物品目及び分別の徹底を指導すること。ただし、搬入者とトラブルを生じないよう、十分に配慮のうえ、搬入管理を実施すること。

（８）事業者は、組合が廃棄物収集運搬許可業者に対して定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。

３．３．４　適正処理

（１）事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。

（２）事業者は、焼却施設より排出される焼却灰、飛灰固化物等が関係法令、焼却施設の公害防止基準を満たすように適切に処理すること。

３．３．５　最終処分場への搬出

（１）事業者は、焼却施設より排出される焼却灰、飛灰固化物が関係法令、焼却施設の公害防止基準を満たすことを定期的に確認し、焼却施設より最終処分場へ運搬すること。

（２）最終処分場への運搬時に、搬出物を落下・飛散させないこと。

３．３．６　搬出物の性状分析

（１）事業者は、焼却施設より搬出する焼却灰、飛灰固化物等の量及び性状について分析・管理を行うこと。

３．３．７　余熱利用

（１）事業者は、適切に余熱利用設備を運転し、安定した余熱利用を図ること。

（２）くりりんセンター内において、電力等を安定的に供給すること。

（３）くりりんセンターで発電した電力については、くりりんセンター及び中島処理場への供給を優先するものとし、余剰電力は、組合が電力会社等へ

売電を行う。

３．３．８　ガスタービン発電機の使用

ガスタービン発電機は必要に応じ、事業者の判断で使用することができる。

第４節　大型・不燃ごみ処理施設に係る運転管理業務

３．４．１　運転条件

事業者は、以下に示す運転条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

（１）年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように設定すること。

（２）運転時間

規定しない。ただし、日勤作業とすること。

（３）処理対象物と年間処理量

大型・不燃ごみ処理施設における処理対象物と年間処理量は図表２４のとおりである。

図表２４

項目	種類	年間処理量
処理対象物	大型ごみ、不燃ごみ※	10,100ｔ/年

※あわせ産業廃棄物を含む

（４）計画ごみ質

大型・不燃ごみの標準組成は図表２５のとおりである。

図表２５

種類	重量%	過去５年間の 平均ごみ質
金属類	15%	13.4%
木製品	10%	2.2%
プラスチック類	30%	40.8%
その他	45%	43.6%

なお、見掛比重は 0.1～0.15t/m^3（過去５年間の平均値：0.118t/m^3）とする。

（５）計画残渣発生率

破砕対象量に対して 23.0%

（過去５年間の平均残渣発生率　26.0%）

（６）計画資源化量

「大型・不燃ごみ処理施設整備工事　実施設計図書」参照

３．４．２　搬入物の性状分析

事業者は、大型・不燃ごみ処理施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。

３．４．３　搬入管理

（１）事業者は、安全に搬入が行われるように、誘導員を配置し、プラットホ

ーム内及び施設周辺において、搬入車両に対し適切な誘導・指示を行うこと。

（２）事業者は、大型・不燃ごみ処理施設に搬入される廃棄物について処理不適物の混入防止に努めること。

（３）事業者は、搬入ごみに含まれる処理不適物の検査をプラットホーム内にて実施し、その混入を防止すること。

（４）事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に分別等の適切な指示を行うこと。

（５）事業者はフロンが含まれる廃棄物が搬入された場合には、選別し、フロン抜き取り作業を行うこと。

（６）事業者は有害ごみのうち、蛍光管は選別し、専用破砕機にて処理、保管、引渡しをすること。その他の有害ごみは保管し、引渡しをすること。

（７）事業者は、搬入者に対し、搬入物品目及び分別の徹底を指導すること。ただし、搬入者とトラブルを生じないよう、十分に配慮のうえ、搬入管理を実施すること。

（８）事業者は、組合が廃棄物収集運搬許可業者に対して定期的に行うプラットホーム内での搬入検査に対して協力すること。

３．４．４　適正処理

事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、適切に処理を行うこと。

３．４．５　焼却施設への搬出

（１）事業者は、大型・不燃ごみ処理施設より発生する破砕可燃物を大型・不燃ごみ処理施設より焼却施設へ搬出すること。

（２）破砕可燃物の搬出は原則としてコンベヤによる運搬とし、緊急時等は車両による運搬とすること。

（３）荷積み、運搬時に搬出物を落下・飛散させないこと。

３．４．６　最終処分場への搬出

（１）事業者は、大型・不燃ごみ処理施設より排出される破砕不燃物、破砕不適物、固化プラスチック、圧縮物が関係法令を満たすことを定期的に確認し、大型・不燃ごみ処理施設より最終処分場へ搬出すること。

（２）運搬時には、搬出物を落下・飛散させないこと。

３．４．７　資源物等の搬出

（１）事業者は、大型・不燃ごみ処理施設から回収される鉄類、アルミ類を組合が指定する場所に運搬すること。

（２）事業者は、大型・不燃ごみ処理施設より回収される有害ごみについて、組合が指定する条件で組合に引き渡すこと。

（３）事業者は、組合が行うリサイクル提供会に協力すること。

３．４．８　搬出物の管理

事業者は、大型・不燃ごみ処理施設から回収される鉄類、アルミ類、破砕不燃物、破砕不適物、固化プラスチック、圧縮物、別途回収される直接搬入ごみ（資源物）、有害ごみの量について計量すること。

第５節　最終処分場に係る運転管理業務

３．５．１　運転条件

（１）年間運転日数

施設の年間運転日数は、搬入される廃棄物を滞りなく埋立処分できるように設定すること。

（２）搬入時間

最終処分場における搬入時間は、日曜日、12 月 31 日正午から 1 月 2 日までを除く、9：00～17：00 である。なお、沈砂は毎週金曜日に搬入される計画である。

３．５．２　埋立条件

（１）埋立物と埋立量

くりりんセンターからの搬入物は、焼却灰、飛灰固化物、破砕不適物、破砕不燃物、固化プラスチック、圧縮物である。その他、下水道施設から沈砂が搬入される。なお、埋立物と埋立量・埋立容量は図表２６のとおりである。

図表２６

埋立物	年間 埋立量	埋立量	埋立容量	体積換算 係数	備　考
焼却灰	8,310t	124,650t	124,650m^3	1.00m^3/t	
飛灰固化物	1,290t	19,350t	19,350m^3	1.00m^3/t	ｷﾚｰﾄ固化
破砕不適物	1,140t	17,100t	5,643m^3	0.33m^3/t	
破砕不燃物	980t	14,700t	13,230m^3	0.90m^3/t	
固化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	240t	3,600t	5,112m^3	1.42m^3/t	
圧縮物	290t	4,350t	18,531m^3	4.26m^3/t	ﾍﾞｯﾄﾞﾏｯﾄ等
沈砂	320t	4,800t	2,880m^3	0.60m^3/t	
合計	12,570t	188,550t	189,396m^3	－	

※　埋立量、埋立容量は 15 年間の累計量。

（２）運転時間

規定しない。ただし、日勤作業とすること。

３．５．３　散水条件

（１）散水量

「最終処分場維持管理計画書」を参考に適宜埋立地へ散水すること。

（２）運転時間

規定しない。

（３）散水用水

浸出水処理水を利用し、不足分は井水を用いること。

３．５．４　浸出水処理条件

（１）施設規模

日最大処理能力　　25 ㎥/日

（２）運転時間

施設の運転時間は 24 時間/日とする。

（３）計画原水質

計画原水質（参考）は図表２７のとおりである。

図表２７

項　　目	計画原水質
水素イオン濃度	5～9
生物化学的酸素要求量	250mg/ℓ
浮遊物質量	300mg/ℓ
窒素	200mg/ℓ
カルシウムイオン濃度	3,300mg/ℓ
塩化物イオン濃度	10,000mg/ℓ
ダイオキシン類	20pg-TEQ/ℓ

※窒素：アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと

亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計値

（４）処理水質

処理水質は図表２８のとおりである。

図表２８

項　　目	基　　準
水素イオン濃度	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	20mg/ℓ 以下
浮遊物質量	10mg/ℓ 以下
窒素	100mg/ℓ 以下
カルシウムイオン濃度	50mg/ℓ 以下
塩化物イオン濃度	200mg/ℓ 以下
上記以外の排水基準項目	排水基準値以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ 以下

※窒素：アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたものと

亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計値

３．５．５　搬入管理

（１）事業者は、沈砂を搬入する車両を管理棟において確認・計量し、記録すること。

（２）事業者は、搬入作業が安全に行われるように搬入車両を適切に誘導すること。

（３）事業者は、搬入車両に、動線、洗車、ダンピングの方法・場所等を適切に指示すること。

（４）事業者は、最終処分場への搬入開始からその日の埋立処分が終了し退場するまでの間、搬入を監視する人員を最終処分場に配置すること。

３．５．６　埋立作業

（１）準好気性埋立構造を遵守すること。

（２）埋立工法はサンドイッチ工法とすること。

（３）埋立は「最終処分場維持管理計画書」を参考とする。

（４）覆土材は、最終処分場敷地内に仮置きしている約 18,000m^3 及び事業者が購入する土（覆土に適したもの）を使用すること。

（5）覆土材（仮置き土）は、土砂が流出しないようにすること。
（6）最終覆土の実施は含まない。
（7）最終処分容量の減容化に努めた埋立作業を行うこと。
（8）環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分に勘案した埋立作業を行うこと。
（9）遮水工、浸出水集水管等の各種構造物が適正な状態であることを確認した上で埋立作業を行うこと。
（１０）埋立ガス濃度、酸欠等の作業環境に配慮して埋立作業を行うこと。
（１１）関係法令等を遵守した埋立作業を行うこと。
（１２）乾燥固化物は、「最終処分場維持管理計画書」を参考として、フレコンパック（特定調達品）に詰め込み、埋立地内に仮置きすること。将来、取出しが可能なようにフレコンパックの移し替えを行うこと。
（１３）乾燥固化物は、いつ処理されたものか確認できるように日報管理、フレコンパックへの記載等を行うこと。

３．５．７　適正処理・処分

（1）事業者は、搬入された廃棄物を、関係法令等を遵守し、適切に処分を行うこと。
（2）事業者は、埋立地より導水された浸出水を、関係法令、公害条件等を遵守し、適切に処理すること。
（3）事業者は、散水量と浸出水量の関係、散水量と浸出水水質との関係を把握し、埋立地の早期安定化が行えるようにすること。
（4）事業者は、埋立終了から廃止（「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に準拠）までを考慮した散水・覆土方法を計画し、実施すること。また、被覆施設撤去の要否、跡地利用方法等の計画が定まった段階で、それに適した散水・覆土方法に計画を見直し実施していくこと。

３．５．８　埋立容量の管理

（1）事業者は、「最終処分場残余容量算出マニュアル」（平成 17 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部　廃棄物対策課・産業廃棄物課）に基づいて、最終処分場の埋立容量、残余容量を年 1 回以上測定・記録すること。なお、測定時期は毎年度同時期とすること。
（2）事業者は、埋立地の全景写真及び埋立場所の写真を撮影し、月報に添付すること。

３．５．９　資源化の促進

（1）事業者は、乾燥固化物の有効利用を積極的に行うために、組合が行う利用方法の検討に協力すること。その一環として、当該排出物の資源化を考慮した管理を行うこと。
（2）事業者は、搬入される固化プラスチックの有効利用を積極的に行うために、組合が行う利用方法の検討に協力すること。その一環として、当該搬入物の資源化を考慮した管理埋立を行うこと。

第４章　維持管理業務

第１節　本施設に係る維持管理業務（共通事項）

４．１．１　本施設の維持管理

事業者は、以下に示す要件及び関係法令等を遵守し、事業実施計画等に基づき、事業者の責任と費用負担により適切な施設設備の維持管理業務を行うこと。

４．１．２　備品・什器・物品・用役の調達計画及び管理

事業者は本施設の年間運転計画、月間運転計画に基づき、経済性を考慮した本施設の備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、提出すること。

また、常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

４．１．３　施設の機能維持

事業者は本施設の基本性能を事業期間に渡り維持すること。

４．１．４　施設の点検管理

事業者は本施設の管理として点検作業等を行うこと。日常点検により損傷を発見した場合には速やかに補修を行うこと。なお、点検項目（参考）は図表２９のとおりである。

図表２９

No	項目	点検内容	作業内容	備考
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う	点検・補修・清掃作業	
		樹木・植栽等の維持管理及び池・遊水路・駐車場及びトイレ・東屋の点検、修理及び更新を行い、常に良好な環境を保つ。	点検・補修・剪定、刈込、除草、追肥、殺虫剤散布、プランターの植替等	
		必要な箇所の除雪を行い、安全を確保する。	点検・除雪作業	
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検（週例、月例、3ヶ月点検）を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導を併せて実施	

４．１．５　点検・検査計画

（１）事業者は点検および検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。

（２）点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成すること。

（３）点検・検査計画書は組合に提出し、その承諾を得ること。なお、法定点検項目は図表３０のとおりである。

図表３０

No	項目	法令・通知等	期間
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	 3 年毎
2	計量機	計量法　定期検査	2 年毎
3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	 1 年毎 1 月毎 2 年毎
4	発電用ボイラ	電気事業法 定期検査 同法施行規則 ボイラ タービン	 組合保安規程 2 年毎 4 年毎
5	ガスタービン	電気事業法 定期検査 同法施行規則 タービン	 組合保安規程 2～6 年毎の間（運転時間、起動回数による）
6	第 1 種圧力容器	労働安全衛生法 検査前の有効期間等 ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査 性能検査	 1 月毎 1 年毎
7	第 2 種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	 1 年毎
8	小型ボイラ 小型圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	 1 年毎
9	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	 組合保安規程
10	消防用設備	消防法 点検 同法施行規則	 1 年毎
11	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	 定期
12	エレベータ	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査 定期自主検査 性能検査	 1 年毎 1 月毎 1 年毎
13	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	・排ガス 1 検体×3 炉 1 年毎 ・焼却灰 1 検体×3 炉

No	項目	法令・通知等	期間
			1年毎 ・飛灰1検体×3炉 1年毎
14	ごみ質	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	年4回以上
15	焼却室出口温度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	常時
16	ばい煙 硫黄酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則 大気汚染防止法	年6回以上
17	地下水 (最終処分場)	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	・地下水等検査項目 1検体×2箇所 年1回(DXNs含む) ・EC、Cl- 1検体×2箇所 年12回
18	処理水 (最終処分場)	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	・排水基準項目 1検体×1箇所 年1回(DXNs含む) ・pH,BOD,COD,SS,T-N 1検体×1箇所 年12回
19	重機等	労働安全衛生規則第151条の21 特定自主検査 定期自主検査	1月毎 1年毎
20	酸素濃度計、ガス検知計等の校正及び定期点検	計量法 定期検査	2年毎
21	合併処理浄化槽	浄化槽法	1年毎
22	自動車検査 (車検)	道路運送車両法	種別・用途による
23	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規程

4.1.6　点検・検査の実施

（1）点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。

（2）日常点検で異常が発生された場合や故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。

（3）点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

（4）点検・検査結果報告書を作成し組合に提出すること。

4.1.7　補修計画の作成

（１）事業者は事業期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した補修計画について、組合の承諾を得ること。

（２）事業期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。更新した補修計画について、組合の承諾を得ること。

（３）点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した各年度の補修計画は組合の承諾を得ること。

（４）事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整である。

４．１．８　補修の実施

（１）事業者は点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために、補修を行うこと。

（２）補修に際しては、補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。

（３）各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数または組合との協議による年数保管すること。

（４）事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。なお、補修の概要（参考）を図表３１に示す。

① 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための部分取替、調整、設備の設置

② 設備が故障した場合の修理、調整、設備の設置

③ 再発防止のための修理、調整、設備の設置

図表３１

作業区分			概要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備 （オーバーホール、中間点検の補修）	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査　等
補修工事	予防保全	更正修理 （補修）	整備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大掛かりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
補修工事	予防保全	予防修理	以上の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
補修工事	事後保全	緊急事後保全 （突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
補修工事	事後保全	通常事後保全 （事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※表中の業務は、プラント設備、建築設備のいずれにも該当する。

４．１．９　施設の保全

事業者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

４．１．１０　更新計画の作成

（１）事業者は、事業期間内における施設の基本性能を維持するために、機器の耐用年数を考慮した事業期間に渡る更新計画を作成し、組合に提出すること。作成した更新計画について、組合の承諾を得ること。（別表２に組合が想定している直近 5 年間の更新計画を示す。）

（２）事業者は、事業期間中に組合が求める場合は、最新の更新計画を作成し、組合の承諾を得ること。

（３）事業者が計画すべき更新計画の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための機器更新（過熱管、ろ布等の交換を含む）である。

４．１．１１　更新工事の実施

（１）事業者は、更新計画に基づき更新工事の対象となる機器の耐久度・消耗状況により、効率的な機器の更新を行うこと。但し、法令改正、不可抗力によるものは事業者による機器更新の対象から除くものとする。

（２）更新工事に際しては、更新工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得ること。

（３）各設備・機器の更新に係る記録は、適切に管理・保管すること。

（４）事業者が行うべき更新工事の範囲は、更新計画に記載された設備の基本性能を維持するための機器更新である。

４．１．１２　改良保全

事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し組合と協議すること。

４．１．１３　清掃

事業者は、本施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

（１）事業者は、美観を損なわないよう、本施設内のすべての設備の清掃を定期的に行なうこと。

（２）事業者は、清掃に関する要領書を作成し、組合の承諾を得ること。なお、平成 21 年度の清掃実績は図表３２のとおりである。

図表３２

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">清掃範囲</td><td colspan="5">くりりんセンター</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>計量所</td><td>焼却施設</td><td>大型・不燃ごみ処理施設</td><td>くりりんプラザ</td><td>くりりんパーク</td></tr>
<tr><td>1)</td><td>床ワックス</td><td></td><td colspan="2">○
1,420m^2
年６回</td><td>○
593m^2
年３回</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2)</td><td>フローリング</td><td></td><td colspan="2">○
5m^2
年６回</td><td>○
7m^2
年６回</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3)</td><td>窓ガラス</td><td>○
－
年１回</td><td colspan="2">○
268m^2
年１回</td><td>○
345m^2
年１回</td><td></td><td>計量所の窓ガラスは焼却施設に含まれる</td></tr>
<tr><td>4)</td><td>磁器タイル</td><td></td><td colspan="2"></td><td>○
297m^2
年６回</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5)</td><td>カーペット</td><td>○
24m^2
年２回</td><td colspan="2"></td><td>○
350m^2
年１回</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>6)</td><td>換気扇照明</td><td></td><td colspan="2"></td><td>○
一式
年１回</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7)</td><td>投入扉</td><td></td><td colspan="2">○
308m^2
年４回</td><td></td><td></td><td>扉ガラスの清掃年１回を含む</td></tr>
<tr><td>8)</td><td>誘導ポール</td><td></td><td colspan="2">○
28m^2
年１回</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>9)</td><td>日常清掃</td><td>○</td><td colspan="2">○</td><td>○</td><td>○</td><td>トイレ等を含む</td></tr>
</table>

４.１.１４　安全衛生管理・作業環境管理

（１）事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

（２）事業者は本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。

（３）安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。

（４）事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出すること。

４.１.１５　建築物の機能維持

（１）本施設建築物及び建築設備の機能を事業期間に渡り維持すること。

４.１.１６　建築物の点検管理

（１）事業者は本施設建築物及び建築設備の管理として点検作業等を行うこと。

（２）本施設建築物の美観が損なわれることのないよう常に良好な状態を維持すること。

４．１．１７　施設見学者等への対応

本施設の見学を希望する個人及び団体の予約受付、当日受付及び説明等を行うこと。ただし、最終処分場の当日受付は行わない。なお、組合が対応する行政視察者を除く、くりりんセンターの施設見学等実績人数は図表３３、平成２１年度月別団体見学者来場実績は図表３４のとおりである。

図表３３

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	見学者数	見学団体数	見学者数	見学団体数	見学者数	見学団体数
小学生等	2,825	57	2,755	51	2,741	56
一般	2,780	92	1,803	60	1,762	61
自由見学（個人）	1,793	−	1,908	−	2,004	−
合計	7,398	149	6,466	111	6,507	117

図表３４

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
見学者	75	233	1,600	1,028	246	391	154	487	104	23	156	6	4,503
団体数	4	6	31	20	11	16	7	11	5	2	3	1	117

４．１．１８　窓口対応

事業者は、本施設に対して電話照会、来客等があった場合には、住民への適切な対応を行うこと。また、組合の要請がある時は組合とともに本施設の運転維持管理状況の説明を行い、理解、協力を得るよう努めること。なお、住民等による意見等があった場合は、組合との協議の上、適切に対応し、その結果を組合に提出・報告すること。

４．１．１９　帳票類の管理及び記録の保存

（１）帳票類の管理

事業者は、本施設の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用すること。なお、組合より報告・提出を求められた場合は速やかに提出すること。帳票類の種類（参考）を図表３５に示す。

図表３５

NO	名称	NO	名称
1	職員配置表	8	定期整備報告書
2	勤務体制編成表	9	設備（機器）台帳
3	運転日報・月報・年報	10	検査台帳
4	機器運転・作業日誌	11	給油台帳
5	受電変電設備日誌	12	備品・予備品台帳
6	試験検査日誌	13	その他必要な書類
7	維持管理状況報告		

（２）補修履歴等の記録

本施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を管理するためのソフトウェアを整備し、施設機能等の確認を行うこと。

（３）記録の保存

本施設の運転維持管理に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、事業期間中、保存すること。

４．１．２０　各種調査票の作成協力

事業者は、本施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、組合の指示に基づき対応すること。

４．１．２１　地域振興

事業者は、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮をすること。また、環境学習、環境保全に関する情報提供、緑地帯の有効活用など周辺住民への配慮をすること。

４．１．２２　くりりんプラザの運用

組合職員は、くりりんプラザにおいて、本事業の円滑な事業実施の確認と組合事務を行う。

事業者は、会議室、研修室及び事務室の一部を組合が行う事務に支障のない範囲で使用することができる。

当該施設において費消される電気、水、トイレットペーパー等に係る経費は委託料に含まれるものとし、別途支払は行わない。

なお、当該事項に係る詳細は、事業者と別途協議して決定する。

第２節　計量所に係る維持管理業務

４．２．１　施設の機能維持

（１）事業者は計量所の基本性能を事業期間に渡り維持すること。

４．２．２　施設の点検管理

（１）事業者は計量所の管理として点検作業等を行うこと。

第３節　焼却施設に係る維持管理業務

４．３．１　施設の機能維持

（１）事業者は焼却施設の基本性能を事業期間に渡り維持すること。

（２）事業者は焼却施設の公害防止基準に関する基本性能を事業期間に渡り維持すること。

４．３．２　施設の点検管理

（１）事業者は焼却施設の管理として点検作業等を行うこと。

４．３．３　排出ガス濃度表示板の管理

事業者は排ガス濃度表示板の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行うこと。

４．３．４　ダイオキシン類ばく露防止対策

（１）「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日）に基づき、運転、点検等の作業の際における作業者のダイオキシン類のばく露防止措置を行うこと。

４．３．５　見学者ホール・通路の案内展示設備

事業者は、見学者ホール・通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持すること。

第４節　大型・不燃ごみ処理施設に係る維持管理業務

４．４．１　施設の機能維持

（１）事業者は大型・不燃ごみ処理施設の基本性能を事業期間に渡り維持すること。

（２）事業者は大型・不燃ごみ処理施設の公害防止基準に関する基本性能を事業期間に渡り維持すること。

４．４．２　施設の点検管理

（１）事業者は大型・不燃ごみ処理施設の管理として点検作業等を行うこと。

４．４．３　見学者ホール・通路の案内展示設備

事業者は、見学者ホール・通路の案内展示設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持すること。

第５節　くりりんプラザに係る維持管理業務

４．５．１　施設の機能維持

事業者はくりりんプラザの機能を事業期間に渡り維持すること。

４．５．２　施設の点検管理

（１）事業者はくりりんプラザの管理として点検作業等を行うこと。

４．５．３　啓発施設の設備管理

（１）事業者はくりりんプラザ内の展示パネル、アメニティアート、啓発ゲーム、環境学習室資料、パソコンおよびパソコンソフト等の各種展示物の更新を事業者の費用で行うこと。

（２）更新時期、更新内容については、組合と協議すること。

（３）事業者はくりりんプラザ内のふれあい水槽の管理として、日常管理、熱帯魚の補充、総合清掃点検、簡易清掃点検を実施すること。

第６節　くりりんパークに係る維持管理業務

４．６．１　施設の機能維持

事業者はくりりんパーク（くりりんセンター外構施設、パークゴルフ場）の機能を事業期間に渡り維持すること。

４．６．２　施設の点検管理

（１）事業者はくりりんパークの管理として点検作業等を行うこと。

４．６．３　くりりんセンター外構施設管理

（１）事業者は、くりりんセンター外構施設に設置された各設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持すること。

（２）事業者はくりりんセンター外構施設の植栽について、追肥・殺虫剤散布のほか、プランターの植え替えを行うこと。また、緑地帯芝刈り、芝の育成管理を中心に植え込みや園路等の雑草除去のほか樹木の管理及び池・遊水路・駐車場及びトイレ・東屋の清掃管理を行うこと。

４．６．４　パークゴルフ場管理

（１）事業者は、パークゴルフ場に設置された各設備の点検、修理及び更新を行い、常に良好な機能を維持すること。

（２）事業者はパークゴルフ場一帯の芝刈り、施肥･除草、芝目土・エアレーション等を行うこと。

第７節　最終処分場に係る維持管理業務

４．７．１　施設の機能維持

（１）事業者は最終処分場の基本性能を事業期間に渡り維持すること。

（２）事業者は最終処分場の公害防止基準に関する基本性能を事業期間に渡り維持すること。

４．７．２　施設の点検管理

事業者は最終処分場の管理として「最終処分場維持管理計画書」を参考に点検作業等を行うことこと。特に、漏水検知設備、浸出水処理施設、埋立ガス処理施設、監視設備については、図表３６に示す事項を遵守の上、実施すること。

図表３６

設備・施設名称	項目及び頻度
漏水検知設備	・事業者は、漏水検知設備の測定電極・ケーブル導通検査、避雷素子交換等のメンテナンスを年１回以上行うこと。メンテナンスは、組合が指定するものへ委託すること。 ・事業者は、埋立作業の前後に漏水検知設備による遮水工の点検を行うこと。
浸出水処理施設	・事業者は、井水の貯水槽の定期的な清掃作業を行うこと。 ・事業者は、施工企業が行う建設工事の性能試験、定期点検時には、その実施に協力すること。 ・事業者は､乾燥固化物を年１回以上､土壌環境基準（揮発性有機化合物を除く）に示される項目の測定を行い記録すること。
埋立ガス処理施設	・事業者は、竣工図書に則り、埋立作業の進行に伴い、堅型ガス抜き設備を延伸すること。

監視設備	・ 事業者は、異常を発見した際は、関係法令等に基づき埋立作業を中止するなど迅速・適切に対応するとともに、速やかに組合への報告等を行うこと。
ビオトープ	・ 最終処分場下流に設けてあるビオトープ、その他植栽等を良好な状態に保つこと。

第５章　環境管理業務

５．１．１　環境保全基準

（１）事業者は、本施設の公害防止基準、関係法令等を遵守した環境保全基準を定めること。

（２）事業者は、管理運営に当たり、環境保全基準を遵守すること。

（３）法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議すること。

５．１．２　環境保全計画

（１）事業者は、事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得ること。なお、最終処分場については、浸出水原水、処理水、地下水、埋立ガス等の分析・管理を含むこと。

（２）事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。

（３）事業者は、環境保全基準の遵守状況について組合に報告すること。

５．１．３　作業環境管理基準

（１）事業者は、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。

（２）事業者は、ダイオキシン類のばく露防止措置を行い、炉室内及び関係諸室については、第一管理区分（2.5pg-TEQ/m^3以下）とすること。

（３）事業者は、管理運営に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。

（４）法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議すること。

５．１．４　作業環境管理計画

（１）事業者は、事業期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、組合の承諾を得ること。

（２）事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。

（３）事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について組合に報告すること。

（４）事業者は、作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

（５）事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日)に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。

（６）事業者は、日常点検、定期点検整備等により、労働安全衛生上、本施設改善の必要がある場合は、組合と協議のうえ実施すること。

（７）事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。

（８）事業者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。

（９）事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の実施については､事前に組合に連絡し､訓練実施後は報告書を提出すること。

（１０）事業者は、本施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本施設の作業環境を常に良好に保つこと。

第６章　資源物管理業務

６．１．１　資源物の管理

事業者は、本施設で発生した資源物を適切に保管するとともに、資源物の種類毎に、搬出先・搬出量等についてのデータを記録すること。

第７章　情報管理業務

７．１．１　運転記録報告

事業者は、本施設の廃棄物搬入量、廃棄物搬出量、資源物搬入量、薬品等搬入量、埋立廃棄物の種類、量、場所、水量、各施設機器の運転データ、電気・上水等の用役データ等を記載した、運転日誌、日報、月報、年報等の運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出すること。

７．１．２　点検・検査報告

事業者は、本施設の点検・検査計画および点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出すること。

７．１．３　補修・更新報告

事業者は、本施設の補修計画及び補修結果を記載した補修結果報告書、更新計画及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出すること。

７．１．４　環境管理報告

事業者は、環境保全計画に基づき測定した本施設の環境保全の遵守状況を記載した環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。

７．１．５　作業環境管理報告

事業者は、作業環境管理計画に基づき測定した本施設の作業環境保全の遵守状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出すること。

７．１．６　資源物管理報告

事業者は、資源物の種類毎に、搬出先・搬出量等を記載した資源物管理報告書を作成し、組合に提出すること。

７．１．７　施設情報管理

（１）事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間に渡り適切に管理すること。

（２）事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更すること。

（３）本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議の上、決定すること。

７．１．８　その他管理記録報告

事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、または事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が要求するその他の管理記録について、管理記録報告を作成すること。

別表 1

事業者が行う業務の一覧（予定）

業務範囲		くりりんセンター					新一般廃棄物最終処分場		備考
		計量所	焼却施設	大型・不燃ごみ処理施設	くりりんプラザ	くりりんパーク	埋立地	浸出水処理施設	
1 運転管理業務									
1)	受付管理	○						○	
2)	計量	○						○	
3)	施設までの案内・指示	○						○	
4)	料金収納	○							
5)	施設の運転（適正処理）		○	○			○	○	
6)	搬入物の性状分析		○	○					
7)	搬入管理		○	○			○		
8)	焼却処理対象物の搬出			○					
9)	最終処分物の搬出		○	○					
10)	資源物等の搬出			○					
11)	搬出物の性状分析		○	○					
12)	運転管理体制の整備	○	○	○			○	○	
13)	運転計画の作成		○	○			○	○	
14)	運転管理マニュアルの作成・実施		○	○			○	○	
15)	運転管理記録の作成	○	○	○			○	○	
2 維持管理業務									
1)	備品・什器・物品・用役の調達計画	○	○	○	○	○	○	○	
2)	備品・什器・物品・用役の管理	○	○	○	○	○	○	○	
3)	点検・検査計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	
4)	点検・検査の実施	○	○	○	○	○	○	○	
5)	補修計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	
6)	補修の実施	○	○	○	○	○	○	○	
7)	施設の保全	○	○	○	○	○	○	○	
8)	更新計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	
9)	更新工事の実施	○	○※1	○※1	○	○	○	○	※1：大規模な更新工事が発生する予定である。
10)	改良保全	○	○	○	○	○	○	○	運営段階における事業者の提案による
11)	清掃	○	○	○	○	○	○	○	
12)	安全衛生管理・作業環境管理	○	○	○	○	○	○	○	
13)	建築物の機能維持	○	○	○	○	○	○	○	
14)	建築物の点検管理	○	○	○	○	○	○	○	
15)	施設見学者等への対応	○	○	○	○	○	○	○	
16)	案内展示設備の点検・修理・更新		○	○	○	○		○	
17)	啓発施設の設備管理				○				
3 環境管理業務									
1)	環境保全基準の設定		○	○			○	○	
2)	環境保全計画の策定・実施		○	○			○	○	
3)	作業環境管理基準の設定	○	○	○	○	○	○	○	
4)	作業環境管理計画の策定・実施	○	○	○	○	○	○	○	
4 資源物管理業務									
1)	資源物の管理			○					
5 情報管理業務									
1)	運転管理記録報告	○	○	○			○	○	
2)	点検・検査報告	○	○	○	○	○	○	○	
3)	補修・更新報告	○	○	○	○	○	○	○	
4)	環境管理報告		○	○			○	○	
5)	作業環境管理報告	○	○	○	○	○	○	○	
6)	資源物管理報告			○					
7)	施設情報管理	○	○	○	○	○	○	○	

別表２

直近５年間の更新計画（参考）

１　焼却施設

No.	項　　　目	内　　　容	数量	H23	H24	H25	H26	H27
1	燃焼装置	ストーカフレーム更新	３基		●	●●		
		炉内耐火レンガ、キャスター更新	３基		●●		●	
2	廃熱ボイラ	過熱器（2次、3次）更新	３缶	●●	●	●	●	
		スートブロワ更新（4台／缶）	３缶				●	●●
3	ボイラ給水ポンプ	本体、電動機更新	６台		●			●
4	バグフィルタ	ろ布交換、パルス弁更新	３基	●	●	●		
5	灰押出装置	本体更新	３基	●	●	●		
6	振動コンベヤ	振動コンベヤ撤去、新規チェンコンベヤ設置、灰コンベヤ更新	３組	●	●	●		
7	灰分散機	本体更新	３基	●				
8	空気圧縮機	本体更新（台数、制御方法変更）	４台					●
9	ガスタービン	ガスタービン本体、減速機更新	１式			●		
10	電気計装	中央監視制御装置（ＤＣＳ）更新	１式		●			
		コントロールセンター制御装置・現場盤制御装置片系及び重要部更新	１式		●			
		ＵＰＳ更新	１式	●				
		直流電源装置更新	１式				●	
		差圧発信機、うずまき式流量計更新	１式		●	●		●
		ごみピット発火監視装置更新	１式				●	
		ごみクレーン　シーケンサー、ＩＮＶ、荷重計更新	１式				●	
		放水銃制御盤システム更新	１式	●				
		排ガス分析計更新（４成分×1台／炉、塩化水素×1台／炉）	１式	●				
		バグフィルタ制御盤ＰＬＣ更新、有害ガス除去装置制御盤　　ＰＬＣ、ＩＮＶ更新	１式				●	
		蒸気タービン制御盤ＰＬＣ更新	１式	●				
		高・低圧蒸気復水器ＩＮＶ更新	１式			●		
		純水装置ＰＬＣ更新	１式				●	
		スートブロワ制御盤ＰＬＣ更新	１式				●	
		誘引送風機ＩＮＶ更新	１式				●	
		ダスト固化設備制御盤　ＰＬＣ，ＩＮＶ、ダスト流量計更新	１式	●				
		排水処理設備ＰＬＣ一部更新	１式				●	
		灰クレーンＰＬＣ、ＩＮＶ、荷重計更新	１式			●		
		ガスタービン制御盤ＰＬＣ、ガバナ更新	１式			●		
		受電設備（転送遮断装置3台、アクティブフィルタ2台）更新	１式				●	
		インフラフォン制御盤ＩＮＶ更新	１式				●	

２　大型・不燃ごみ処理施設

No.	項　　　目	内　　　容	数量	H23	H24	H25	H26	H27
1	二次破砕機	投入フードケーシング更新	１基				●	
2	バグフィルタ	ろ布交換、ロータリーバルブ更新	１基	●				
3	電気計装	破砕コントロール制御装置ＰＬＣ更新	１式		●			
		粗大ごみ供給クレーンＰＬＣ、ＩＮＶ更新	１式				●	
		ホットバインド設備ＰＬＣ更新	１式				●	